

質疑応答書

令和2年10月21日

入札件名 自動車騒音常時監視面的評価業務委託

質 問 事 項	回 答
<p>仕様書の12. 相手方の資格要件又は選定基準において</p> <p>「栃木県知事による「音圧レベル」に係わる計量証明の登録を受けている計量証明事業者であること。」とあります。</p> <p>他県知事による「音圧レベル」に係わる計量証明の登録を受けているのですが、当該入札資格として、選定基準を満たすことはできないでしょうか。</p>	<p>資格要件は仕様書のとおり、分析が必要な業務委託について、一律で栃木県知事による計量証明の登録を受けている計量証明事業者とします。</p>

(注)

- ・この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。